

板橋区水害避難等対応方針

板橋区危機管理部

目次

I. 本書の目的	1
II. 出水期における課題とその方向性	2
(1) 大規模水害に至る可能性が低い水害への対応	2
(2) 災害対策基本法の改正に伴う避難情報等の見直しへの対応	2
(3) 浸水域に近い避難所の混雑への対応（荒川氾濫が予見される場合）	2
III. 課題への対応	3
(1) シフト制（想定被災内容に応じて体制を選択）への移行	3
(2) 浸水域内における開設避難所の明確化	3
(3) 区の基準	4
1 風水害時の本部体制「災害対策実施体制の強化」	7
1-1.水防本部体制	7
(1) 「災害発生のおそれ」の段階での、板橋区災害対策本部の設置	8
(2) 全庁連携体制の強化	8
2 風水害情報の発信・伝達「情報を的確に届け区民の避難行動を支援」	9
(1) 的確な風水害情報の発信	9
(2) 関係団体等への情報伝達体制の構築	10
3 避難行動と避難所開設「荒川と中小河川の氾濫特性を踏まえた対応」	12
3-1.避難行動について	12
(1) 分散避難（親戚・友人宅等）の呼びかけ	12
(2) 高台への避難	12
(3) 在宅避難の推進	12
(4) 荒川氾濫を想定した避難行動のタイミング	13
3-2.避難所開設	14
(1) 一時集合場所[情報拠点]の開設	15
(2) 避難所開設・運営要員の事前確保	15
(3) 開設避難所一覧	16
4 避難所運営「ハード・ソフト両面の充実と区民参画」	19
(1) 資器材の充実	19
(2) 運営体制	19
(3) 避難者への物資提供	19
(4) 避難スペース等について	20
(5) 水防本部と避難所の連携強化	20
(6) ペットの避難	20
(7) 感染症流行時の避難所における感染防止対策	23
5 要配慮者への対応「避難行動要支援者名簿の活用と分散避難の推奨」	25
(1) 避難行動要支援者名簿の風水害時の活用	25
(2) 福祉避難所の運用方法等の見直し	26
(3) 要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成	26
6 今後の継続課題	27
6-1.防災関係機関との連携体制の強化	27
6-2.緊急一時退避場所の確保	27
6-3.地域住民との連携	27

I. 本書の目的

令和元年10月、令和元年東日本台風(以下、「台風19号」という。)が首都圏に接近し、関東甲信越地方から東北地方にかけて、甚大な被害をもたらした。

台風第19号の対応を踏まえ、板橋区では荒川氾濫を見据えた具体的な取組として令和2年6月に「令和2年度大規模水害避難等対応方針」を策定した。

その後の出水期における新たな課題や、国・都による垂直避難のあり方検討の方向性等を踏まえ、新たな対応方針を策定するものである。

II. 出水期における課題とその方向性

(1) 大規模水害に至る可能性が低い水害への対応

① 台風

大雨をもたらした令和元年の台風19号での対応を教訓として策定した「令和2年度大規模水害避難等対応方針」では、いかに台風最接近時での備えを万全にするかに焦点をあてていた。

しかし、小型で勢力の強くない台風は、偏西風の影響を強く受けて進路が直前まで固まらず、台風が最も区に被害をもたらす時期を特定することが難しく、区の体制判断が困難である。そのため、大規模水害に至る可能性が低い台風への対策が課題となる。

② 前線性降雨

梅雨前線などに代表される前線性降雨は強い雨を長時間もたらすことがある。また、令和元年の台風19号でも台風接近のかなり前から前線が形成されていた。これらの降雨は、荒川氾濫のような大規模水害よりも、土砂災害の危険性を高めるため、的確な対応が求められる。

③ ゲリラ豪雨

従前、ゲリラ豪雨などの短時間豪雨への対応は「水害応急対策室」としていたが、体制のスリム化と早期の水防本部設置を目的に、令和2年度に「水防本部第一」として水防本部に組み込んだ。

しかし、限定対応時の避難所開設は、特命機動班を事前に展開することが困難なため、内水氾濫等の浸水被害に応じて近隣の避難所の開設を検討する。体制や避難所開設について、水防対策室マニュアル（土木部所管）との一層の連携について整理する。

(2) 災害対策基本法の改正に伴う避難情報等の見直しへの対応

頻発する自然災害に対応するため、災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が一本化されるなど、避難情報の見直しが行われた。

併せて、従来「災害発生後」に設置されていた国の災害対策本部を「災害のおそれ」段階で設置できることにすることなども改正内容に盛り込まれているため、区の水防体制や、避難情報発令などの見直しを行った。

(3) 浸水域に近い避難所の混雑への対応（荒川氾濫が予見される場合）

令和2年の台風10号では、特別警報級の勢力で九州上陸のおそれがあるとされ、避難の呼び掛けにより九州各地で浸水域近くの避難所が混雑した。同様な傾向は令和元年の台風19号でも発生しており、感染症対策の観点からも対応が求められる。

国・都による広域避難検討会で、荒川浸水継続3日未満の地域は一定の条件のもと上層階への垂直避難を許容する方向性が示されたことを受け、垂直避難可能な避難所を明確化するため、浸水域内であるが垂直避難可能な避難所を追加開設することを検討した。

III. 課題への対応

(1) シフト制（想定被災内容に応じて体制を選択）への移行

現行のフェーズ制（当初から荒川氾濫を見据えて段階的に避難所開設）からシフト制（想定被災内容に応じて体制を選択）に移行し、体制の最適化を図る。

◎シフト制の実施

水害の予想規模に応じて体制を選択し、即座に最適な体制の構築を図る。

① 荒川氾濫が予見される場合（猛烈な規模の台風、線状降水帯など）

➡荒川シフト第1段階（氾濫注意）

≪荒川氾濫への警戒と中小河川の氾濫を見越したシフト≫

➡荒川シフト第2段階（氾濫危険）

≪荒川氾濫が現実的となった場合のシフト≫

② 土砂災害や内水氾濫が予見される場合

➡土砂災害シフト（前線や通常台風による長時間降雨など）

≪土砂災害と石神井川・白子川の急な水位上昇に備えるシフト≫

③ 部分的な浸水被害が予見される場合

➡限定対応（ゲリラ豪雨などの短時間豪雨）

（危機管理部、土木部、建築指導課、+αでの対応）

◎各シフトを選択する際の基準案

① 荒川シフト

➡ア. 荒川流域3日間積算流域平均雨量予測500mm以上

イ. 気象庁の見解・対応（最大限の警戒を呼び掛ける）など

② 土砂災害シフト

➡ア. 区が予報円に含まれ、かつ気象庁が早期警戒情報を発表する

イ. 気象庁の見解・対応（記者会見を開いても雨量予測程度）など

※ 令和4年度から防災気象アドバイザーを導入

(2) 浸水域内における開設避難所の明確化

荒川氾濫の可能性がある場合には、垂直避難可能な「浸水継続3日未満の地域」にある避難所をすべて開設し（浸水域内の避難所10か所）、浸水域に近い避難所の混雑低減と、浸水域内における開設避難所の明確化を図る。（避難所開設一覧はP.16～18参照）

【避難者の想定】

区内の荒川浸水域の在住人口：約12万8千人（令和2年5月時点）

分散避難：約4万人

避難所等への避難：約6万

建物内緊急垂直避難※：約2万8千人

（※高台へ避難する時間的な猶予が無いと判断した場合に避難）

(3) 国の発令基準を受けた区の基準

避難指示等判断基準(石神井川・新河岸川・白子川)②

気象情報【参考】	警戒レベル	水位(けた下)	避難情報
大雨特別警報(浸水害) 記録的短時間大雨情報	5		緊急安全確保
警報(大雨・洪水)	4	1.4m以下	避難指示 (当該中小河川流域)
	3	2.4m以下	高齢者等避難 (当該中小河川流域)
注意報(大雨)	2	3.0m超	発令なし
早期注意情報	1		

②上流域の降雨や水位、調節地の状況を総合的に判断して対応を決定する。

避難指示等判断基準(荒川) ※避難情報は①～③の組み合わせや、国や気象庁のホットラインの活用、台風の位置や進路などにて判断

気象情報【参考】	警戒レベル	①水位(治水橋)	②水位(岩淵水門)	③水位予測	避難情報	荒川下流タイムライン (岩淵水門)
大雨特別警報(浸水害)	5	氾濫発生 14.599m	氾濫発生 8.57m		緊急安全確保	
洪水警報	4	氾濫危険水位 12.7m	氾濫危険水位 7.7m	上昇 (氾濫危険情報)	避難指示	0H
				未達		-3H
大雨警報	3	避難判断水位 12.2m	避難判断水位 6.5m	上昇 (氾濫警戒情報)	避難指示	-6H
				未達		-8H
大雨注意報	2	氾濫注意水位 7.5m	氾濫注意水位 4.1m	上昇 (氾濫注意情報)	高齢者等避難 (荒川浸水域) 要配慮者利用施設 早期避難情報	-11H
				未達		-24H
早期注意情報	1	水防団待機水位 7.0m	水防団待機水位 3.0m	上昇	要配慮者利用施設 避難準備情報	-30H
				未達		

※拡大試行版

避難指示等判断基準(土砂災害)

気象・土砂災害情報	警戒レベル	避難情報
大雨特別警報(土砂) 記録的短時間大雨情報	5	緊急安全確保
土砂災害警戒情報 ・危険(紫) 記録的短時間大雨情報	4	避難指示
大雨警報(土砂) 土砂災害警戒情報 ・警戒(赤)	3	高齢者等避難
注意報(大雨)	2	
早期注意情報	1	

避難指示等判断基準(高潮)③

気象庁・都情報	警戒レベル	避難情報
氾濫発生情報	5	緊急安全確保
高潮氾濫危険情報(都) ・辰巳水門A.P.+4.3m 特別警報(高潮)	4	避難指示 又は 緊急安全確保
氾濫注意水位 ・南砂町A.P.+3.0m 警報(高潮)	3	高齢者等避難 又は 避難指示
注意報(高潮) 注意報(強風)	2	
早期注意情報	1	

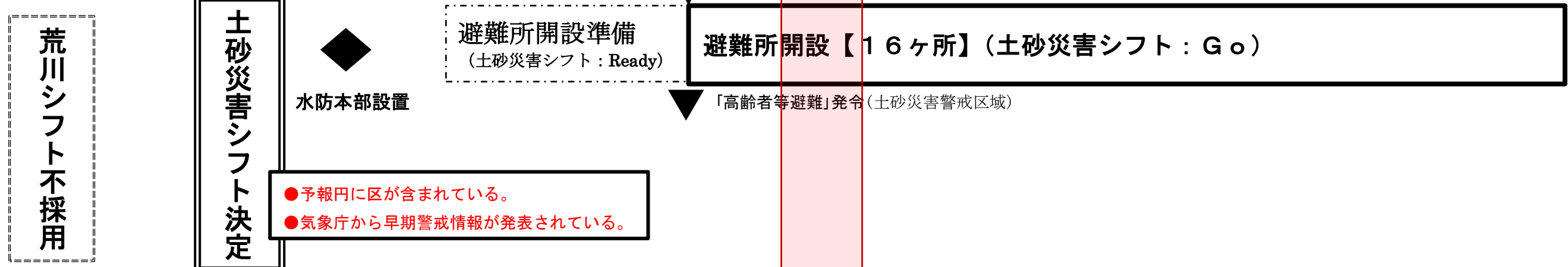
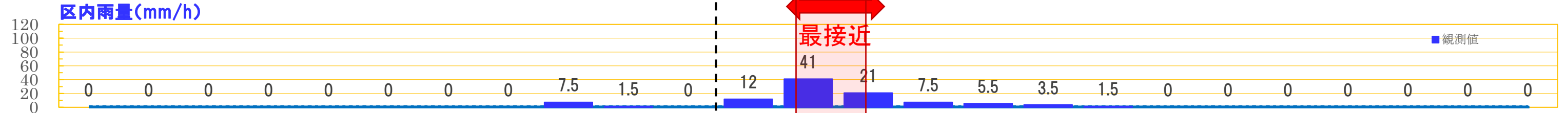
③東京都が公表した「高潮浸水想定区域図」では、作成の前提として「河川における洪水」(=台風による降雨で計画規模の洪水発生)を見込んでいる。このため、高潮単独で板橋区に被害をもたらす可能性は低いと思われる。また、潮位が高潮氾濫危険水位に達し、「高潮氾濫危険情報」が発表される段階では、既に気象庁から警戒レベル4相当の情報が発表されていることが想定される。そのため、気象庁からの発表内容や中小河川、荒川の状況を総合的に判断して対応を決定する。

平成28年台風9号をベースにした「土砂災害シフト」

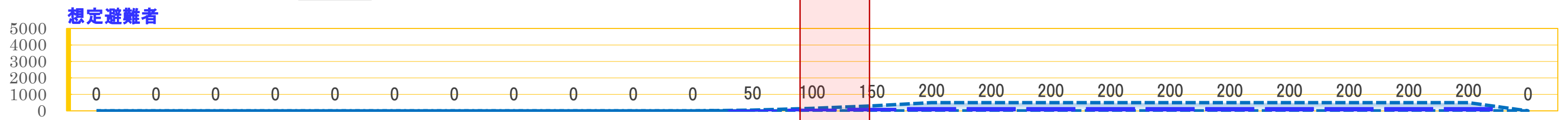
シミュレーション

気象状況

気象情報		大雨・洪水注意報	大雨・洪水警報	解除	
広域避難			土砂注意	土砂災害警戒情報	解除
荒川	熊谷			水防団待機水位	氾濫注意水位
	治水			水防団待機水位	氾濫注意水位
	岩淵				
中小河川	新河岸 (芝原橋)	最高到達点 (桁下 -3.67m 当日 12:18)			
	白子 (落合橋)	" (桁下 -2.42m 当日 12:17)			
	石神井 (栗原橋)	" (桁下 -2.53m 当日 11:21)			



- 予報円に区が含まれている。
- 気象庁から早期警戒情報が発表されている。



気象庁発表 (前日 17時発表)
『関東甲信・東海地方では、局地的に1時間80mm以上の非常に激しい雨。22日(翌日)18時までの24時間で多いところで300mm。』

1 風水害時の本部体制「災害対策実施体制の強化」

1-1.水防本部・災害対策本部体制

規模の異なる様々な台風の接近、ゲリラ豪雨、区内に土砂災害のおそれがある場合など、臨機応変な本部体制を迅速に敷くことが円滑な災害対応を可能とする。

避難所開設や要配慮者対策等についても、全庁を挙げて連携し取り組む体制を構築する。

情報・・・情報統括班（危機管理部）
がけ地・・・がけ地対策班（建築指導課）

本部	本部の所管	配備体制	対応班等				
			情報	土木	がけ地	特別活動員	その他
—	水防対策室※	警戒体制	△	○	○	×	×
水防本部	水防本部長室	水防本部第一【限定対応】 (短時間豪雨：ゲリラ豪雨等)	○	○	○	○	△ (一部)
		水防本部第二 【土砂災害シフト】 (短期間豪雨：小規模台風)	全庁体制（限定対応＋特命機動班）				
事前 防災対策本部 (大規模水害のおそれ 災害対策本部 へ移行)	災害対策本部長室	荒川シフト 第1段階 (大規模水害への警戒： 荒川氾濫・線状降水帯等)	全庁体制 (災害対策本部における応急業務)				
		荒川シフト 第2段階 (大規模水害のおそれ、又は 災害救助法の適用)	全庁体制 (災害対策本部における応急＋復旧業務)				

※水防対策室・・・本部体制に入る前段階において、土木部長が設置し警戒の任にあたる。
指揮下には土木部各課、南部及び北部サービスセンター、都市整備部建築指導課により構成される。
なお、危機管理部は、情報整理と水防対策室との連絡調整を担当する。

(1) 「災害発生のおそれ」の段階での、板橋区災害対策本部の設置

頻発する自然災害に対応するため、災害対策基本法が改正された。それにより、避難勧告と避難指示が一本化されるなど避難情報の見直しが行われ、併せて、従来「災害発生後」に設置されていた国の災害対策本部を「災害のおそれ」段階で設置できることにすることなども内容に盛り込まれている。

そのため、区においても「災害発生のおそれ」の段階で事前防災対策本部を設置し、発災後は災害対策本部に移行することとし、迅速な災害対策に努めていく。

なお、災害対策本部設置時に水防本部を設置していた場合、水防本部はこれに包含されることとし、大規模な水害が発生する可能性が極めて高い場合は、水防本部を経ず災害対策本部を設置する。

(2) 全庁連携体制の強化

土木部で把握している、降雨・水位等の危険度に関する知見を最大限活かすため、水防本部設置時には土木部から連絡員を本部へ常時派遣し、情報伝達・共有や助言を通じて、避難情報や避難所開設など重要な判断を実施する際の材料とする。

また、早期に全庁を挙げた連携体制を取ることで、避難所開設等による被災者支援のみならず、地域住民との連携や、医療対策、要配慮者対応などを含め、円滑な実施を図る。

2 風水害情報の発信・伝達 「情報を的確に届け区民の避難行動を支援」

情報発信手段のさらなる充実を図り、情報を的確に区民へ届けるとともに、区民が様々な情報収集手段を活用できるよう支援する。区民がリスクを自ら判断し避難行動を取ることができる、防災意識の高いまち板橋の実現をめざす。

また、住民防災組織（町会・自治会）及び民生・児童委員、福祉避難所等への情報伝達体制を強化することにより、区民の情報収集手段を補完するとともに、共助の力による避難体制づくりを後押しする。

（１） 的確な風水害情報の発信

① 様々な情報収集手段の浸透と更なる充実

区は従前より、防災行政無線、公式ホームページ、緊急情報メール、防災ツイッター、テレビのデータ放送(Lアラート)、ジェイコムチャンネル等、多様な情報媒体を活用して防災情報を発信してきた。

令和２年度には、「広報いたばし防災特集号」を全戸配布し、様々な情報収集手段の解説を行うとともに、避難の注意点等についても併せて確認できるよう改善、ネット環境の無い高齢者等には、普及率の高いテレビを活用した情報収集手段（データ放送・ジェイコムチャンネル）の浸透を図るとともに、(株)ヤフーとの協定による「yahoo!防災速報アプリ」による発信、防災行政無線の聞き直しサービス（電話応答サービス）の回線数増の対応を実施した。

令和３年度には出水期に向けて、「いたばしくらし（防災）ガイド」を全戸配布し、更新したハザードマップの浸透を図った。

② 区公式ホームページによる情報提供の強化

令和２年３月に区公式ホームページの負荷分散を図るCDN（コンテンツ・デリバリー・ネットワーク）を導入したほか、令和２年４月に(株)ヤフーとの協定を締結し、キャッシュサイトをヤフーのサーバ上に設ける対応を実施した。

区公式ホームページの大幅なアクセス性向上を図り、防災ツイッターと連携した災害モードを活用することで、区の災害情報の発信手段の柱として活用する。

以上の様々な媒体を複層的に活用し、避難所開設状況などを含めた風水害情報を的確に伝えていく。

(2) 関係団体等への情報伝達体制の構築

① 町会・自治会(住民防災組織)への情報伝達

区から風水害時に開く避難所の情報などが伝わっていなかったため、震災時と風水害時に開設される避難所の違いや避難所の運営体制などの事前説明を行うとともに、詳細な情報について各地域センターを通して町会・自治会長に伝達する。

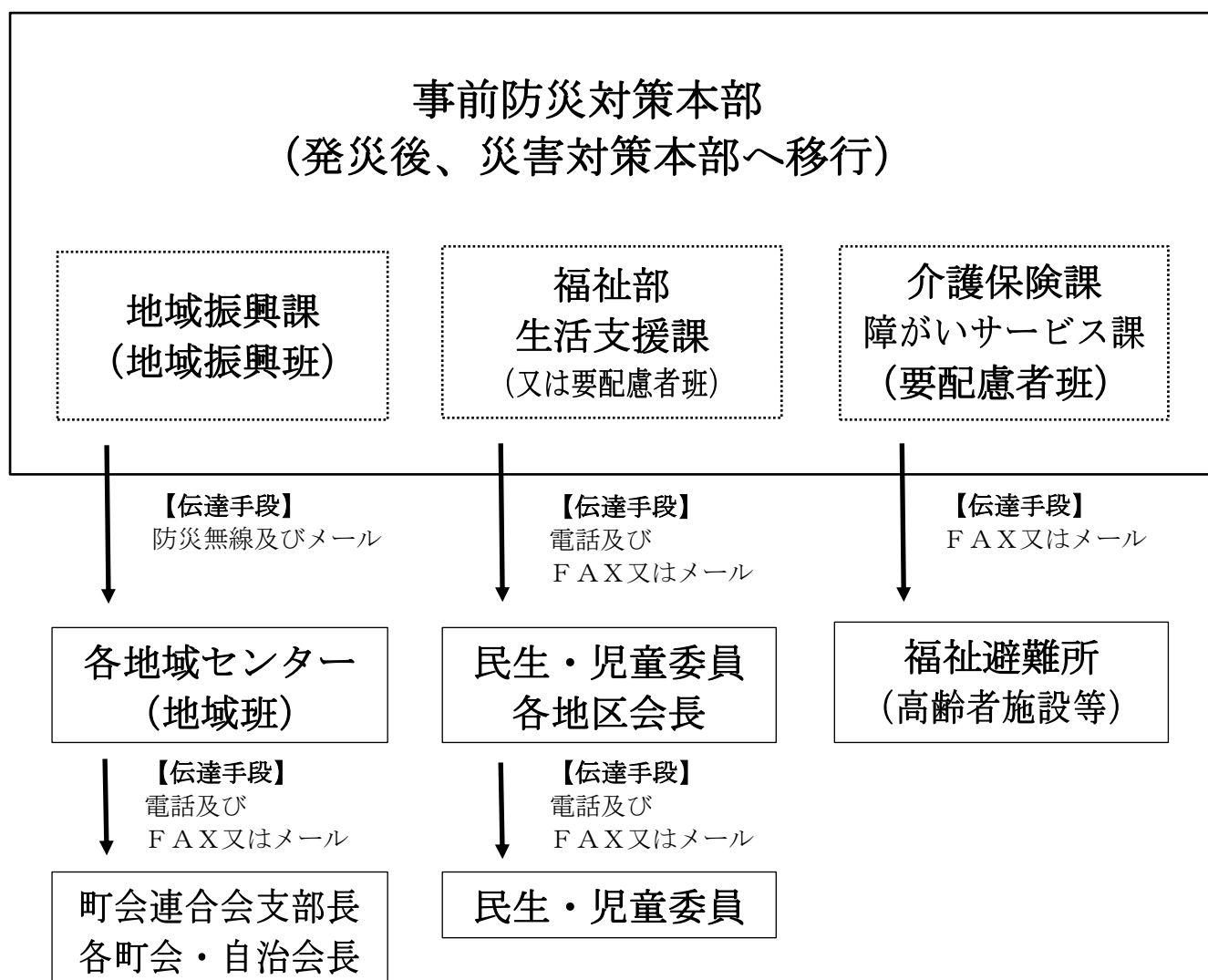
② 民生・児童委員への情報伝達

地区民生・児童委員協議会で、震災時と風水害時に開設される避難所の違いや避難所の運営体制などの事前説明を行うとともに、詳細な情報について民生・児童委員を所管する福祉部生活支援課（又は要配慮者班）を通して民生・児童委員に伝達する。

③ 福祉避難所（高齢者施設等）への情報伝達

「福祉避難所」となる高齢者施設等における的確な避難行動を支援するとともに、迅速な受入体制の構築につなげていく。詳細な情報について、介護保険課や障がいサービス課を通じて福祉避難所に伝達する。

町会・自治会、民生・児童委員及び 福祉避難所等との連絡体制



情報の内容と伝達時期

情報の内容	伝達時期
台風接近に伴う注意喚起	台風最接近の概ね3日前～前日
避難所開設情報（開設避難所名・開設日時等）	開設決定後速やかに
区が発信する警戒レベル3以上の災害情報 (河川の水位上昇による場合、河川情報を含む)	発令決定後速やかに
土砂災害警戒情報	発令後速やかに

※連絡体制の強化とともに、防災緊急情報メールの周知・啓発を行う。

3 避難行動と避難所開設「荒川と中小河川の氾濫特性を踏まえた対応」

3-1 避難行動について

荒川氾濫の特性を踏まえ、従前の早期避難に加え、新たに台風本体通過後から荒川氾濫に至るまでの時間を活用した区民の避難行動を想定する。江東5区に対する広域避難情報や各種気象情報との連携を図り、避難所の2段階に整理した。また居住地域ごとのリスクに応じて、区民の自助・共助による縁故避難・在宅避難等の避難行動を効果的に組み合わせ、実効性の向上を図る。

(1) 分散避難（親戚・友人宅等）の呼びかけ

大型の台風が東京地方へ接近することが予想され、荒川の決壊を含む大規模な被害が想定される場合、区民に対し分散（縁故等）避難を呼びかける。呼びかけは、台風最接近が予想される日の約3日前から行い、安全性の高い地域への自主的な避難を促していく。

(2) 高台への避難

荒川の決壊による氾濫では、区内の約4割が浸水し、浸水継続時間も最大2週間に及ぶことから、建物の上層階に避難（以下「垂直避難」という。）した場合、長期間取り残される可能性がある。そのため、荒川浸水域に居住する方の避難に際しては、可能な限り区内の浸水が及ばない地域への避難（以下「高台避難」という。）を基本的な避難行動とする。

区外の浸水しない地域への避難（以下「広域避難」という。）は、鉄道等の交通手段や避難先確保など課題も多く、国・東京都の共催による「首都圏における大規模水害広域避難検討会（関係機関・自治体等で構成）」にて、垂直避難のあり方等を含めて検討を進めていく。

(3) 在宅避難の推進

大規模水害に際しては、区の避難所で全ての避難者を受け入れることは困難な状況にある。荒川浸水域に居住する方の高台避難先を確保するため、浸水被害が想定されていない地域や、避難勧告等が発令されていない地域に居住の方は、可能な限り「在宅」にて安全を確保していただくことを周知していく。

区民の自助による、各家庭での7日分備蓄なども併せて周知することで、震災時も含めた「在宅避難」の推進に努めていく。

(4) 荒川氾濫を想定した避難行動のタイミング

安全に避難するためには、どのタイミングで避難行動をとることが望ましいのかを明確に周知していくことが必要である。

- ① 第一に縁故避難を含めた事前避難、特に要配慮者の方は、台風が最接近する前までに避難を済ませておくことが望ましい。
- ② もう一つは台風が過ぎた後、風雨が弱まった時である。荒川の増水は上流での降雨に大きく左右され、台風の最接近後から、実際に荒川氾濫に至るまでには、およそ4～8時間程度の避難行動時間（リードタイム）があると考えられている。

荒川の水位は台風通過後に最も上昇し、氾濫へと至る。

台風本体の通過後は、安堵して大丈夫と思いがちであり、避難行動に気持ちを切り替える点に大きな課題があるため、上記内容について周知の徹底を図っていく。

3-2. 避難所開設

土砂災害シフト … 【台風の予報円に区が含まれる かつ 気象庁から早期注意情報が発表されている場合】など、荒川氾濫に至る可能性は低いが、台風の直接的影響がある場合に、土砂災害警戒情報発令を目途に避難所17か所を開設。

シフト	開設判断	開設避難所	
土砂災害シフト (土砂災害警戒・ 中小河川注意)	台風 最接近前 48H-24H	17 か所	① 土砂災害ハザードマップにおける避難所 (13) ② 石神井川に隣接する避難所の一部 (4)

荒川シフト 第1段階 … 【荒川流域3日間積算雨量予測500mm以上 又は 気象庁の緊急記者会見で危険度が高い予測】など、荒川氾濫の可能性があり中小河川の危険度が高まった場合、避難所32か所を開設。

- ★荒川浸水継続3日未満の地域にある避難所9か所も開設する
[該当校] 志村坂下小・北前野小・三園小・高島第二小・高島第三小・
高島第五小・志村第四中・高島第二中・高島第三中
- ★併せて一時集合場所[情報拠点]2か所も設置する
[該当校] 舟渡小・新河岸小

シフト	開設判断	開設避難所	
荒川シフト第1段階 (荒川氾濫：警戒)	台風 最接近前 48H-24H	32 か所	③ 土砂災害シフト (17) ④ 石神井川に隣接する避難所の増設など (6) ⑤ 荒川浸水継続3日未満の地域の避難所 (9)
		2 か所	⑥ 舟渡小・新河岸小 ※情報拠点として開設

荒川シフト 第2段階 … 【荒川洪水警報の発令 又は治水橋(さいたま市)の水位が氾濫危険水位を超過予測】など、避難者増により収容が困難となることに備え、避難所38か所を追加開設し、合計70か所とする。

シフト	開設判断	開設避難所	
荒川シフト 第2段階 (荒川氾濫：緊急)	計画運休 開始前 2H	70 か所	⑦ その他高台の避難所 (28) ⑧ 体育館 (小豆沢・赤塚) ⑨ 生涯学習センター (大原・成増) ⑩ ふれあい館 (仲町・徳丸・中台) ⑪ ホール (志村コミュニティ・成増アクト) ⑫ 文化会館

(1) 一時集合場所[情報拠点]の開設

大型台風が接近し、気象庁などから大規模な被害発生予想が出される場合で、区が必要と認めた場合、舟渡小と新河岸小を「一時集合場所[情報拠点]」として開放する。河川の水位等の情報提供や、区南部の高台にある避難所への案内・誘導を行うもので、他避難所と異なり、長時間の滞在場所としての機能は持たない。荒川氾濫の危険性が高まった場合は速やかに閉鎖し、区南部の高台へ避難をしていただく。これらを前提とした上で、自宅で過ごすことが不安な方などに活用していただき、適切な避難行動を支援する。

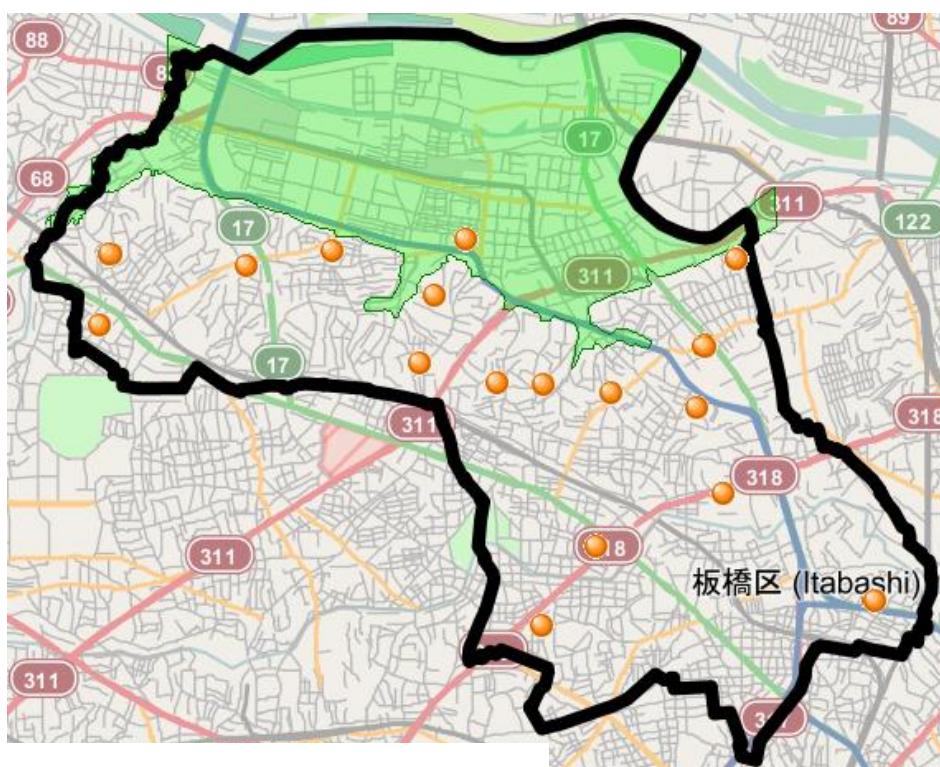
(2) 避難所開設・運営要員の事前確保

各避難所に配置する職員は、台風19号時に従事した職員へのアンケート結果等を踏まえ、6名とする。毎年度当初に最大開設避難所(70か所)を各部に割り当て、区外在住職員を原則として、それぞれ人員(割当避難所数×6名)を選出(特命機動班)する。

特命機動班は、平常時から研修や訓練等を通じて避難所運営について学ぶ。区本部から参集を指示された場合、計画運休が開始される前に、開設避難所(予定含む)に参集し開設準備に当たり、区本部の指示した時間に速やかに避難所開設を行う。

(3) 開設避難所一覧

土砂災害シフト（土砂災害警戒・中小河川注意） 17か所

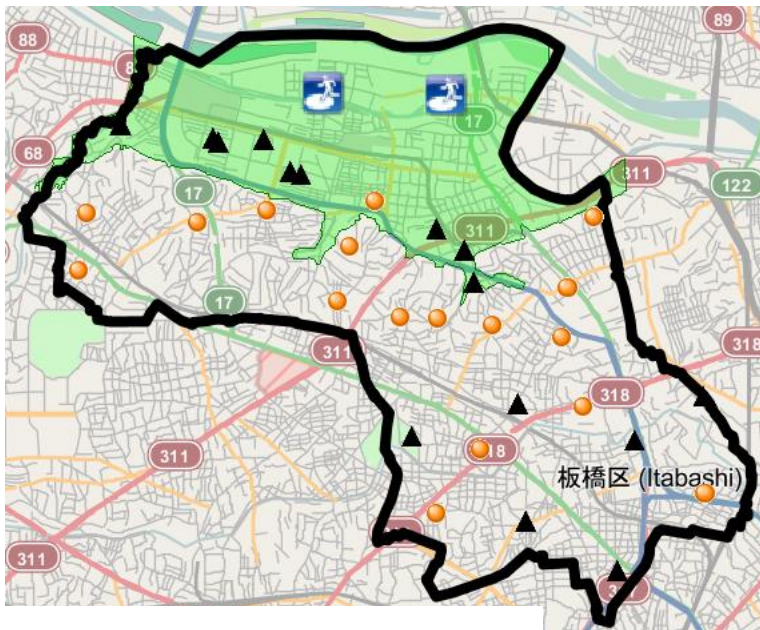





No.	避難所	所在地	No.	避難所	所在地
1	志村第二小学校	志村 1-7-1	10	成増小学校	成増 1-11-1
2	志村第四小学校※	小豆沢 4-13-1	11	紅梅小学校	徳丸 8-10-1
3	志村第五小学校	西台 3-38-23	12	徳丸小学校	徳丸 1-21-1
4	前野小学校	前野町 6-40-1	13	志村第一中学校	大原町 33-1
5	若木小学校	若木 1-14-1	14	西台中学校※	高島平 1-4-1
6	板橋第四小学校※	板橋 4-9-13	15	中台中学校	中台 1-56-23
7	板橋第八小学校	双葉町 42-1	16	赤塚第二中学校※	成増 3-18-1
8	上板橋小学校※	東山町 47-3	17	赤塚第三中学校	赤塚 7-27-15
9	上板橋第二小学校	小茂根 1-14-1			

土砂災害ハザードマップにおける避難所13か所（区内150か所の土砂災害警戒区域と白子川の急激な水位上昇への対応）のほか、避難所4か所（石神井川及び新河岸川の急激な水位上昇への対応）を開設して備えを行う。

なお、土砂災害シフトに至らない場合においても※の5か所については、「一時待機場所」として開設する場合がある。

荒川シフト 第1段階（荒川氾濫：警戒） 32か所 ※「土砂災害シフト」含む



-  土砂災害シフト
-  荒川シフト第1段階
(荒川氾濫警戒)
-  一時集合場所

○荒川・新河岸川（17か所） ※内10か所（網掛け）は「荒川浸水継続時間3日未満」に立地

No.	土砂	避難所	所在地	No.	土砂	避難所	所在地
1	○	志村第二小学校	志村 1-7-1	10		高島第二小学校	高島平 2-25-1
2	○	志村第四小学校	小豆沢 4-13-1	11		高島第三小学校	高島平 4-21-1
3	○	志村第五小学校	西台 3-38-23	12		高島第五小学校	高島平 3-11-1
4		志村坂下小学校	相生町 26-14	13		志村第四中学校	志村 3-15-1
5		北前野小学校	前野町 5-44-3	14	●	西台中学校	高島平 1-4-1
6	○	若木小学校	若木 1-14-1	15	○	中台中学校	中台 1-56-23
7	○	紅梅小学校	徳丸 8-10-1	16		高島第二中学校	高島平 2-24-1
8	○	徳丸小学校	徳丸 1-21-1	17		高島第三中学校	高島平 4-22-1
9		三園小学校	三園 1-24-1				

○石神井川（9か所）

No.	土砂	避難所	所在地
1	●	板橋第四小学校	板橋 4-9-13
2	●	板橋第八小学校	双葉町 42-1
3		板橋第十小学校	大谷口上町 43-1
4		板橋第三中学校	氷川町 22-3
5	○	上板橋第二小学校	小茂根 1-14-1
6		常盤台小学校	常盤台 1-6-1
7	●	上板橋小学校	東山町 47-3
8		加賀中学校	加賀 2-19-1
9		桜川中学校	桜川 1-2-1

○白子川（2か所）

No.	土砂	避難所	所在地
1	○	成増小学校	成増 1-11-1
2	○	赤塚第二中学校	成増 3-18-1

○その他（4か所）

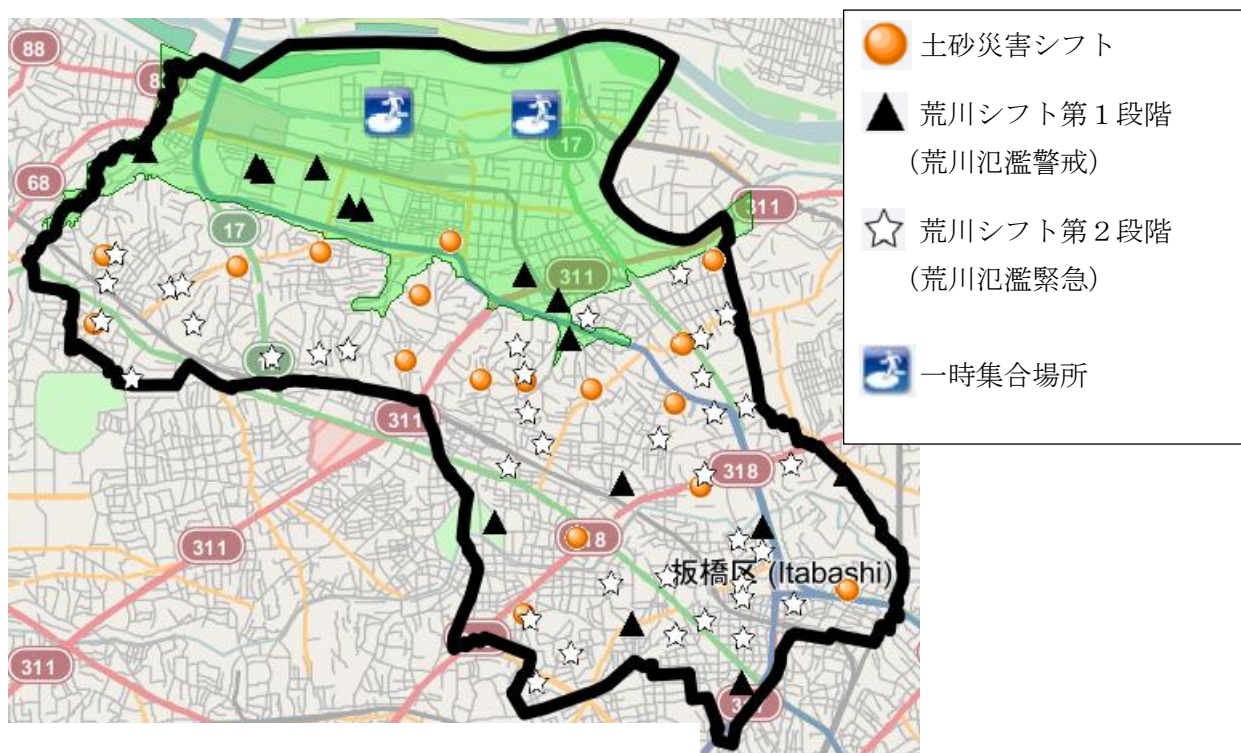
No.	土砂	避難所	所在地
1	○	前野小学校	前野町 6-40-1
2		板橋第五小学校	中丸町 19-1
3	○	志村第一中学校	大原町 33-1
4	○	赤塚第三中学校	赤塚 7-27-15

○一時集合場所【情報拠点】（2か所）

No.	土砂	避難所	所在地
1		舟渡小学校	舟渡 3-6-15
2		新河岸小学校	新河岸 1-3-1

河川の水位等の情報提供や、区南部の高台にある避難所への案内・誘導を行い、適切な避難行動を支援する情報拠点として開放する。

荒川シフト 第2段階（荒川氾濫：緊急） 70か所（追加開設38か所）



○小中学校（追加28か所）

No.	避難所	所在地	No.	避難所	所在地	No.	避難所	所在地
1	志村小学校※	志村 2-16-3	11	加賀小学校	稲荷台 23-1	21	板橋第二中学校	幸町 26-1
2	志村第一小学校	泉町 17-1	12	上板橋第四小学校	上板橋 1-3-1	22	志村第二中学校	小豆沢 1-21-1
3	志村第三小学校	清水町 83-1	13	大谷口小学校	大谷口北町 21-1	23	上板橋第二中学校	向原 3-1-12
4	中台小学校	中台 1-9-7	14	向原小学校	向原 2-34-1	24	上板橋第三中学校	常盤台 3-30-1
5	富士見台小学校	前野町 1-10-1	15	赤塚小学校	赤塚 3-1-22	25	赤塚第一中学校	徳丸 4-13-1
6	緑小学校※	中台 3-27-1	16	赤塚新町小学校	赤塚新町 3-31-1	26	旧板橋第九小学校	柴町 6-1
7	板橋第一小学校	氷川町 13-1	17	北野小学校	徳丸 3-23-1	27	旧板橋第四中学校	富士見町 3-1
8	板橋第二小学校	板橋 2-52-1	18	成増ヶ丘小学校	成増 3-17-7	28	上板橋第二中学校旧校舎	小茂根 1-2-1
9	板橋第六小学校	大山町 13-1	19	下赤塚小学校	赤塚 6-14-1			
10	板橋第七小学校	大山金井町 31-1	20	板橋第一中学校	大山東町 50-1			

※印の避難所2か所は、土砂災害警戒情報が発令されていない場合のみ開設可能。

○区有施設（追加10か所）

No.	避難所	所在地	No.	避難所	所在地
29	文化会館	大山東町 51-1	34	仲町ふれあい館	仲町 20-5
30	志村コミュニティホール	小豆沢 1-8-1	35	中台ふれあい館	中台 2-14-1
31	成増アクトホール	成増 3-11-3-405	36	徳丸ふれあい館	徳丸 2-12-12
32	小豆沢体育館	小豆沢 3-1-1	37	大原生涯学習センター	大原町 5-18
33	赤塚体育館	赤塚 5-6-1	38	成増生涯学習センター	成増 1-12-4

4 避難所運営「ハード・ソフト両面の充実と区民参画」

風水害時の地域住民との連携運営のあり方を検討し、実行可能な内容から実施する。

(1) 資器材の充実

電力の充実に向け、新たに各避難所に可燃型LPガス発電機1台と、8kgLPガスボンベ2本を配備し、連続30時間以上の電源を確保するとともに、現行のガソリン式発電機2台と併用することで、燃料調達のリスクを分散させる。また、スマートフォン等の充電用ポータブルバッテリーを各避難所および区立帰宅困難者施設に配備し、停電時でも避難者が情報収集・発信できる環境の整備を図る。

そのほか、地域BWA事業を活用した、各避難所および区立帰宅困難者施設のWi-Fi環境の改善、避難所内の案内表示および消耗品などの充実を図る。

(2) 運営体制

各避難所に配置された区職員6名(特命機動班)がローテーションを組んで、避難所の運営に当たることを基本とし、従事職員の男女比のバランスにも配慮を行う。

(3) 避難者への物資提供

風水害時は地震災害時とは異なり避難所の開設が短時間となることも多々あるため、毛布や食料等の必要と認められる備蓄物資を順次提供することとし、提供の標準的なタイミングをあらかじめ決めたいうえで、現場の状況に応じて臨機応変に対応することとする。

なお、避難所において提供できる物資にも限りがあることから、可能な限り各自が必要とするものを持参するよう、日頃から啓発を行っていく。

※避難所に持参していただきたい物資の例

飲料水・食料・貴重品・常備薬・マスク・消毒薬・体温計タオル・雨合羽・防寒着
着替え・上履き・充電器・ビニール袋・ウェットティッシュ・紙皿・割り箸 など

(4) 避難スペース等について

第一次避難スペースとしている体育館のほか、震災時に想定している対応と同様、一般の避難者と同室で過ごすことに支障のある要配慮者や乳幼児、発熱や風邪の症状のある方などの専用スペース（室）が確実に設置できるよう、各施設管理者と調整したうえで、あらかじめ利用するスペースを決定しておく。また、男女別の更衣室や授乳室など、女性の避難者にも配慮したスペースを確保する。

(5) 水防本部・災害対策本部と避難所の連携強化

各避難所に導入する、地域BWA事業を活用して提供されるWi-Fi機器及びタブレット端末を活用し、避難者数の定時報告や、本部の指示をメールで行えるよう改善する。本部と避難所の連絡用専用電話番号を設け、意思疎通の円滑化を実施する。

また、区の防災対策支援システムを改修し、各避難所のタブレット端末から直接アクセスできるようにすることで、各避難所の状況報告や、区内の被害状況の共有など、本部と避難所の連携強化を実施する。

(6) ペットの避難

① ペット同行避難について

地震災害時や風水害等による避難情報が発令された場合などで避難所が開設された場合に、避難所にペットを連れて同行避難することができるが、以下のペット受入条件について、飼い主に向けた周知・啓発を行うこととする。

※同行避難は避難所での人とペットが同一の空間で滞在することを意味するものではない。

<受入条件>

- ・犬、猫、小鳥その他の小動物（人に危害を加えない）に限る
- ・ケージやキャリーバッグなどの収容できるものを用意していること
- ・水や餌などを用意していること
- ・基本的なしつけ（無駄吠えをしない、飼い主の指示に従う）
- ・犬は、狂犬病注射済票を備えていること

② 飼い主の日頃からの備えについて

ペットの飼い主は、平時からペットの餌や水などの備蓄を行うとともに、自宅で過ごせない場合や避難所への同行避難が困難な場合に備えて、浸水しない地域にあるペットとともに避難できる親戚宅・知人宅を避難先として確保するように努め、台風等が上陸する前の早い段階で、可能な限り避難を行う。

③ 在宅避難の推進

荒川の氾濫の可能性が高まり、区から避難情報が発令された場合に、在宅避難が難しい地域にお住まいの方は、開設されている避難所へケージや食料等を持参のうえ、ペットとともに避難をする。ただし、浸水被害の想定されない区域に居住している方は可能な限り分散避難を行っていただく。

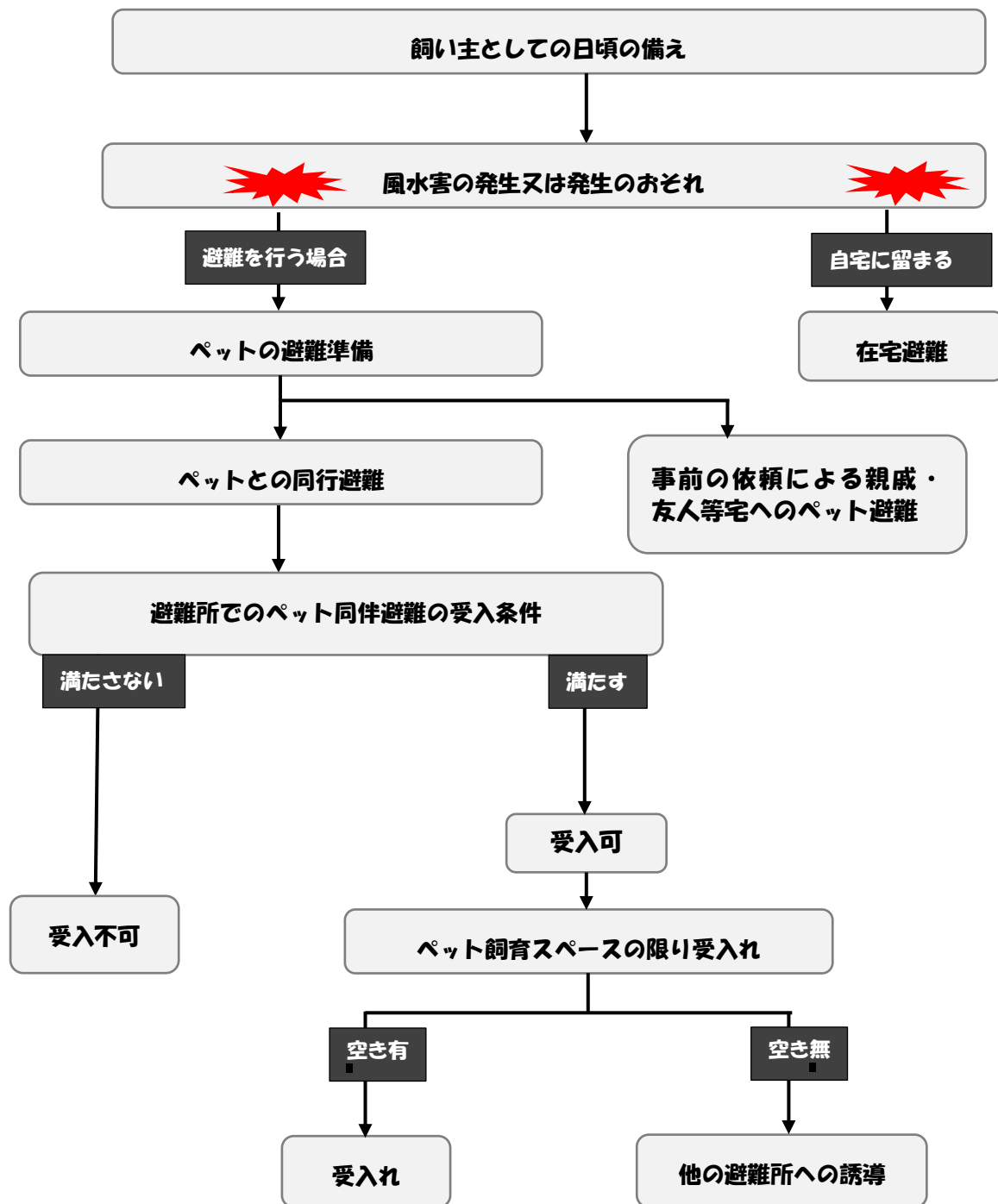
④ 避難所でのペットの受入場所について

ペットの避難所での受入場所については、動物の苦手な方や動物アレルギーを持つ方もいらっしゃるため、避難者とペットの避難スペースを分けて設ける。

⑤ 風水害時のペットの受入場所について

ペットの避難スペースについては、風水害での避難の場合に屋外で飼育することが困難であることから、避難者とペットの動線が交わらない屋内等に飼育場所を確保して飼育する。避難所ごとに施設の配置が異なるため具体的な受入場所については、各施設管理者と調整のうえあらかじめ決定する。

ペット同行避難のフロー図



(7) 感染症流行時の避難所における感染防止対策

① 避難方法等の周知（分散避難の推進）

「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要性は乏しい。指定避難所への避難に限らず「在宅避難」や「安全な親戚、友人宅等への避難」に関する検討のほか、避難所における対応内容をホームページなどにより周知する。

② 避難者の健康状態の確認

避難者が避難所で受付を行う際に、検温の実施、発熱や咳の症状の有無の確認、濃厚接触者であるかを聞き取り又は避難者に申告していただき、症状がある避難者、濃厚接触者は別室を案内する。避難所内で体調が悪くなった避難者は、避難所運営本部に申し出るよう掲示物やアナウンスで呼びかけを行う。

※避難所に配備している掲示物

「風邪などの症状がある方は受付時に申し出てください」

「体調の悪い方は本部までお知らせください」

③ 発熱、咳等の症状が出た避難者、濃厚接触者のための専用スペースの確保

発熱や咳等の症状が出た避難者、濃厚接触者の避難スペースは、症状のない避難者とは別の部屋に確保し、専用のトイレも確保するようにする。また、症状のない避難者と体調の悪い避難者との動線が極力交わらないようにする。

また、咳や発熱など症状が重いと判断される方には、備蓄しているテントを活用して感染リスクの低減を図る

④ 十分な換気の実施、スペースの確保

避難所内では、扉を開放したり、風雨が弱まっているときには窓を開けたりすることにより十分な換気に努めるとともに、避難者どうしの距離を離し「三密」状態にならないよう留意する。

⑤ 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者の感染防止対策として備蓄倉庫内にある手指消毒剤を避難所の入口等に設置し、避難者に使用してもらう。

避難者に対して掲示物を用い、手指消毒剤を用いた手指の消毒や手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染対策をしていただくよう呼びかけを行う。

※避難所に配備している掲示物

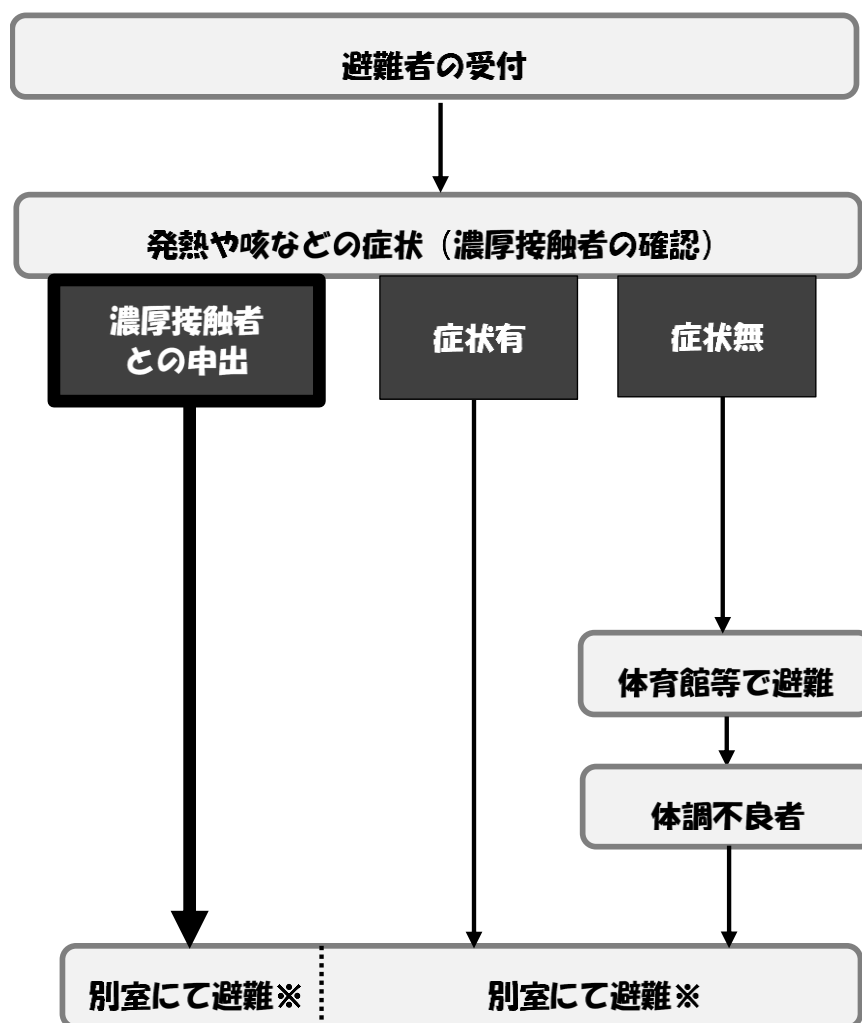
「手の消毒をお願いします」、「咳エチケットにご協力ください」

⑥ マスク着用による感染防止対策

感染症が流行している期間については、発熱・咳等の症状が無くても、避難所へ避難する際にマスクの持参を呼びかけるとともに、避難所内ではマスク着用への協力を依頼する。マスクを持参しなかった方には、避難所の備蓄マスクを配付し、飛沫感染の可能性の低減を図る。

併せて、発熱や咳等の症状が出ている避難者、濃厚接触者の避難スペースの運用に携わる従事者は、マスク・ゴーグル・手袋等の備蓄品を活用し、感染防止を行う。

避難所受入フロー図



※発熱や咳等の症状のある方と濃厚接触者の部屋は別にします。

5 要配慮者への対応「避難行動要支援者名簿の活用と分散避難の推奨」

避難行動要支援者名簿の活用を風水害にも活用する手法を整理し、地域住民の共助による早期の注意喚起や、縁故避難等の呼びかけ体制を構築する。要配慮者対策を推進し水害リスクの高い方への個別支援の検討を段階的に拡充していく。

(1) 避難行動要支援者名簿の風水害時の活用

災害対策基本法に基づき作成している「避難行動要支援者名簿」は、地震災害の「発災後」を想定し、地域の支援者が安否確認や避難誘導を行うこととなっており、風水害時の活用については明確な方針が示されていなかった。

風水害は、事前の避難行動が重要であることから、発災前を中心とした避難行動要支援者名簿の活用について検討を進めるとともに、実施できるものから段階的に実施していく。

① 支援者への情報伝達

支援者として名簿を管理している「住民防災組織」や「民生・児童委員」に、風水害に伴う避難所開設情報、警報の発令情報、中小河川等の情報などの情報伝達体制を整備する。

② 支援者を通じた風水害に備えた啓発と注意喚起の実施

支援者として名簿を管理している「住民防災組織」や「民生・児童委員」を通じて、出水期前に荒川の浸水想定区域内に住む名簿登録者に対し、親戚宅や知人宅などへの避難（縁故避難）の受入先を決めておくことや平常時に利用している介護サービス等の事業者に相談しておくことなど、避難先の確保や自主避難に関する啓発を行う。

また、大型の台風が東京地方へ接近・直撃することが予想され、荒川の決壊を含む大規模な被害が想定される場合、台風最接近が予想される日の約3日前を目安に啓発と同様の方法で、縁故避難や自主避難を促していく。

③ 個別支援計画の段階的な作成

現在、在宅人工呼吸器使用者に限り作成している「個別支援計画」について、対象を水害リスクの特に高い方（浸水想定区域内に居住し、かつ低層階等に住む方など）に拡大していくことなどについて別途検討する。

(2) 福祉避難所の運用方法等の見直し

地震災害時には、発災から3日後を目安に「福祉避難所」を開設し、指定避難所でのマッチングを経て要配慮者を受け入れることとしている。

風水害時には、「福祉避難所」となる高齢者施設等へ、台風最接近のおおむね72時間前に情報提供を行うなど、連携強化を図ることで、円滑な福祉避難所の開設につなげていく。

また、指定避難所を経由せずに直接福祉避難所で要配慮者を受け入れることについても検討する。

(3) 要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成

平成29年6月に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、かつ地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者には「避難確保計画の作成」が義務付けられた。

引き続き、各要配慮者施設の避難確保計画策定を支援するとともに、作成した避難確保計画に基づいて、施設管理者に円滑な利用者の避難誘導や安全確保を図るよう促していく。

6 今後の継続課題

6-1. 防災関係機関との連携体制の強化

荒川氾濫などの大規模かつ広範囲な水害の発生が予測される場合、区による対応のみでは限界があり、国土交通省や東京都、関係各自治体、警察、消防、気象庁、ライフライン等の関係機関との連携を密にする必要がある。現在、これら自治体・機関が対応を共有する資料として「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」を作成し、試行運用を行っている。

また、内閣府と都が中心となり平成 30 年度から検討を進めている「首都圏における大規模水害広域避難検討会」に、区として参画し連携強化を図っている。現在、荒川氾濫を想定した広域避難や垂直避難のあり方や、警察・消防との連携のあり方等について整理する目標を掲げ、協議を進めているところである。

今後も引き続き、台風 19 号の課題（計画運休等）を踏まえ、水害対策について協議を進めるとともに、実効性を高めるべく関連機関との一層の連携強化を図っていく。

6-2. 緊急一時退避場所の確保

荒川が氾濫する危険が高まり、高台へ避難する時間的な猶予が無いと判断した場合は、緊急垂直避難を呼びかける。堅牢な建物の浸水しない高さの階に居住する区民に対しては、自宅に留まるよう呼びかけるとともに、民間建物等を活用した緊急一時退避場所の確保についても検討する。

6-3. 地域住民との連携

風水害時の避難所開設・運営は、原則として区職員が行うことになっているが、地震災害時は、地域住民が避難所運営の主体となっている（学校防災連絡会）ことを踏まえ、地域から協力が得られる場合には、可能な限り協力をお願いする。

なお、荒川が氾濫するなど、区内広域に被害が及ぶ災害が発生した場合には、各避難所に多数の避難者が押し寄せ混乱することも想定されるため、風水害時にも地域と連携した運営体制を敷くことができないか併せて検討していく。

板橋区水害避難等対応方針

編集：危機管理部 防災危機管理課

令和 5 年 7 月（改訂）